

気仙沼市復興推進計画(案)

平成31年1月 日
宮城県気仙沼市

1. 計画の区域

気仙沼市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の地震及び津波により、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害が生じた。本市においても、沿岸地域が大津波により壊滅的な被害を受け、人的被害は1,431人にのぼり、20,000人以上が避難を強いられた。物的被害においては、15,815棟の住宅が被災した。本市内の全域において、水道や電気といった社会インフラ等に甚大な影響を及ぼし、基幹産業である製造業の主要な工場や事業所等も甚大な被害を受けた。被災した事業所は3,314事業所(市内事業所の約8割)、また、被災従業者は、25,236人(市内従業者の約8割)にもものぼり、早急な生業の創出及び震災前の産業水準への再生、更なる発展が必要不可欠な状態にある。

このような中で、本市の中核的産業を担い得る立地企業の設備投資を支援することにより、本市の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市の製造業の中で第1位となる中核的産業である食品製造業について、立地企業の投資を支援、体力強化を図り、雇用機会の創出を促進する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地する株式会社ヤヨイサンフーズ(以下「対象事業者」という。)が、気仙沼市赤岩区において、冷凍食品の製造並びにその販売に関する事業を行うために必要な資金を金融機関が貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市では、臨港地区を中心に食料品製造業が集積し、市内製造業において

大きな比率を占めている。その売上高は、本市の製造業の中で第1位となる中核的産業である。今般、対象事業者が実施する、津波浸水被害を受けた気仙沼工場の再編整備および生産能力増強は、本市の中核的産業である食料品製造業の拡大に資するとともに、雇用維持及び創出に寄与するものである。本事業により製造品出荷額は、約45億円と本市の食料品製造業の約13%を占めることが見込まれ、本市における当該産業に果たす役割として中核的なものである。また、本事業により、96名の新規雇用創出が図られ、震災により喪失した本市の雇用機会創出に資するものである。

したがって、本市の食料品製造業において中核となることが見込まれる対象事業者が行う本事業による雇用効果や経済効果は大きく、本計画の目標に掲げた「本市の地域経済の活性化及び雇用機会の創出」を図るために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社日本政策投資銀行、株式会社七十七銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金(3億円以上)を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給(法第44条の規定に基づく措置)

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

冷凍食品の製造並びにその販売を行う対象事業者は、本市の食品製造業随一の企業であり、本事業により製造品出荷額は、本市の食料品製造業の約13%を占めることが見込まれ、本市における当該産業に果たす役割として中核的なものである。また、本事業により、96名の新規雇用創出が図られ、震災により喪失した本市の雇用機会創出に資するものである。

このため、当該計画の実施は、地域経済の活性化と本市の復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、気仙沼市、宮城県、株式会社日本政策投資銀行、株式会社七十七銀行、対象事業者を構成員とする気仙沼市復興推進協議会(地域協

議会)において、法第4条第6項に基づく協議ならびに法第4条第3項に規定する関係地方公共団体である宮城県からの意見聴取を行った。